

○振動規制法施行規則の規定に基づく区域

平成 24 年 3 月 30 日

茨城県告示第 389 号

振動規制法施行規則(昭和 51 年総理府令第 58 号)別表第 1 付表第 1 号の規定に基づき、特定建設作業の規制に関する基準に係る特に静穏の保持を必要とする区域等として知事が指定する区域を次のとおり指定し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

なお、昭和 53 年 3 月 23 日茨城県告示第 374 号、昭和 54 年 8 月 13 日茨城県告示第 1219 号、昭和 55 年 6 月 16 日茨城県告示第 996 号、昭和 55 年 12 月 1 日茨城県告示第 1627 号、昭和 58 年 1 月 13 日茨城県告示第 51 号、昭和 59 年 3 月 31 日茨城県告示第 492 号、昭和 59 年 3 月 31 日茨城県告示第 495 号、昭和 59 年 3 月 31 日茨城県告示第 498 号、昭和 62 年 3 月 31 日茨城県告示第 643 号、昭和 63 年 3 月 17 日茨城県告示第 393 号、平成元年 3 月 6 日茨城県告示第 263 号、平成 2 年 3 月 12 日茨城県告示第 294 号、平成 3 年 3 月 28 日茨城県告示第 401 号、平成 4 年 3 月 12 日茨城県告示第 336 号、平成 6 年 3 月 10 日茨城県告示第 319 号、平成 7 年 3 月 20 日茨城県告示第 356 号、平成 8 年 3 月 14 日茨城県告示第 322 号、平成 9 年 3 月 27 日茨城県告示第 324 号、平成 10 年 3 月 31 日茨城県告示第 360—8 号、平成 12 年 3 月 23 日茨城県告示第 351 号、平成 13 年 3 月 8 日茨城県告示第 218 号、平成 14 年 3 月 22 日茨城県告示第 316 号、平成 15 年 3 月 24 日茨城県告示第 413 号、平成 15 年 3 月 24 日茨城県告示第 416 号、平成 16 年 3 月 25 日茨城県告示第 421 号、平成 16 年 3 月 25 日茨城県告示第 424 号、平成 17 年 2 月 28 日茨城県告示第 224 号及び平成 21 年 3 月 31 日茨城県告示第 468 号で告示した同規則別表第 1 付表第 1 号の規定に基づく知事が指定する区域の指定は、平成 24 年 3 月 31 日限り廃止する。

平成 24 年 3 月 30 日茨城県告示第 388 号で指定された地域のうち、次に掲げる区域

- 1 第 1 種区域として指定された区域
- 2 第 2 種区域として指定された区域のうち工業地域(那珂郡東海村の場合にあっては、工業地域及び工業専用地域)を除く区域
- 3 工業地域(那珂郡東海村の場合にあっては、工業地域及び工業専用地域)のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲 80 メートルの区域内
 - (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所
 - (3) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
 - (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

改正文(平成 27 年告示第 960 号)抄

公布の日から施行する。